

関係各位

藤枝市観光交流政策課長

藤枝市スポーツ合宿等実施事業費補助金制度の一部変更について（通知）

平素より本市市政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「藤枝市スポーツ合宿等実施事業費補助金」につきまして、制度利用者の拡大及び経済波及効果の最大化を図るため、令和 8 年度より下記のとおり制度の一部を変更することとなりましたのでお知らせいたします。 **※事業者様の手続き等変更や御負担はありません。**

記

1. 変更内容

(1) 1泊あたりの補助額の変更

従 来：1泊あたり 宿泊補助：最大 2,000 円、市内消費：1,000 円（合計最大 3,000 円）

変更後：1泊あたり **宿泊補助：1,000 円**、市内消費：1,000 円（**合計 2,000 円**）

(2) コンベンション等開催における補助上限額の変更

従 来：上限 50 万円

変更後：**上限 30 万円**

※スポーツ合宿等参加における補助に変更なし（上限 30 万円）

(3) 補助額の算定方法の変更

従 来：宿泊費のみの場合も補助を認める

変更後：**宿泊費及び市内消費の双方の補助条件を満たしている場合に補助を認める**

例 1) 20 名（延べ 20 泊）で合宿し、市内消費 15,500 円だった場合

	宿泊補助額	市内消費補助額	合計補助額
従 来	20,000 円	15,000 円	35,000 円
変更後	15,000 円	15,000 円	30,000 円

例 2) 20 名（延べ 20 泊）で合宿し、市内消費 0 円だった場合

	宿泊補助額	市内消費補助額	合計補助額
従 来	20,000 円	0 円	20,000 円
変更後	0 円	0 円	0 円

2. 適用開始時期

令和 8 年 4 月 1 日以降の事業及び申請分より適用

3. その他

予算が上限に達し次第、当該事業は終了となります。

【お問い合わせ先】

藤枝市観光交流政策課 TEL：054-643-3078

E-mail：kanko@city.fujieda.shizuoka.jp